

歩行者天国の実施状況

資料2

質問	警視庁	神奈川県	北海道	愛知県	宮城県
いわゆる「歩行者天国」を実施しているか。	実施している。	実施している。	実施している。	実施している。	実施している。
警視庁では「特定禁止区域」という規制をかけて実施しているが、同様か。	「歩行者専用」の規制標識に、「特定禁止区域」又は「特定禁止区間」と表示した補助標識を設置したものを、歩行者天国として実施。	「歩行者専用」の規制標識に「特定禁止区間」と表示した補助標識を設置して実施していることもある。	「歩行者専用」の規制標識による交通規制により実施。	「歩行者専用」の規制標識による交通規制により実施。	「歩行者専用」の規制標識による交通規制により実施。
警視庁では、通達「道路使用許可取扱要綱の制定について」を发出して、「歩行者天国における許可」を示しているが、同様の通達を发出しているか。	過去に歩行者天国における道路使用許可について示した通達を发出しているが、現在は、警察庁通達に基づいて、各警察署長宛て通達を发出し、地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、道路使用許可手続きが円滑に行われるよう配慮した弾力的な運用が図られるよう指示している。	警察庁通達に基づいて、各警察署長宛て事務連絡を发出し、地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、道路使用許可手続きが円滑に行われるよう配慮した弾力的な運用が図られるよう指示している。 なお、道路使用許可取扱要綱に歩行者天国における道路使用許可について記載したものはない。	過去に歩行者天国における道路使用許可について示した通達を发出しているが、現在は、警察庁通達に基づいて、各警察署長宛て通達を发出し、地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、道路使用許可手続きが円滑に行われるよう配慮した弾力的な運用が図られるよう指示している。	警察庁通達に基づいて、各警察署長宛て通達を发出し、地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、道路使用許可手続きが円滑に行われるよう配慮した弾力的な運用が図られるよう指示している。 なお、道路使用許可取扱要綱に歩行者天国における道路使用許可について記載したものはない。	警察庁通達に基づいて、各警察署長宛て通達を发出し、地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、道路使用許可手続きが円滑に行われるよう配慮した弾力的な運用が図られるよう指示している。 なお、道路使用許可取扱要綱に歩行者天国における道路使用許可について記載したものはない。
「歩行者天国」実施中に、イベントを行ったことがあるか。	イベント等に係る道路使用許可については、当該イベント等の実施場所、実施時間、実施形態により交通の妨害となる程度も千差万別であることから、所轄警察署長が、交通への影響の度合い、公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断した上で、個別具体的にその可否を判断している。 当該判断を行った上で、歩行者天国が実施されている道路における道路使用許可を行っている実績はある。	イベント等に係る道路使用許可については、当該イベント等の実施場所、実施時間、実施形態により交通の妨害となる程度も千差万別であることから、所轄警察署長が、交通への影響の度合い、公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断した上で、個別具体的にその可否を判断している。 当該判断を行った上で、歩行者天国が実施されている道路におけるイベント等の道路使用許可を行っている。	イベント等に係る道路使用許可については、当該イベント等の実施場所、実施時間、実施形態により交通の妨害となる程度も千差万別であることから、所轄警察署長が、交通への影響の度合い、公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断した上で、個別具体的にその可否を判断している。 当該判断を行った上で、歩行者天国が実施されている道路におけるイベント等の道路使用許可を行っている。	イベント等に係る道路使用許可については、当該イベント等の実施場所、実施時間、実施形態により交通の妨害となる程度も千差万別であることから、所轄警察署長が、交通への影響の度合い、公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断した上で、個別具体的にその可否を判断している。 当該判断を行った上で、歩行者天国が実施されている道路におけるイベント等の道路使用許可を行っている。	イベント等に係る道路使用許可については、当該イベント等の実施場所、実施時間、実施形態により交通の妨害となる程度も千差万別であることから、所轄警察署長が、交通への影響の度合い、公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断した上で、個別具体的にその可否を判断している。 当該判断を行った上で、歩行者天国が実施されている道路におけるイベント等の道路使用許可を行っている。